



よろしくお願いします。長居検査員。



そういえば、
“ほ場整備”って、一般土木工事と比べて、独特ですね。
以前、“ほ場整備”の設計図書を、拝見する機会がありましたが、
“ほ場整備”って、『“計画田面高”が記載されている
計画平面図だけで、縦・横断図もないのに、
よく工事が出来るな』って、感心しました。

間締検査員。おはようございます。
“農村整備”を代表する“ほ場整備”に関して
『注意・改善すべき事例』について、
これから、紹介します。



はい。最終的な田面の出来形標高が、“計画田面高”より、
管理基準値である「基準高の規格値 $\pm 75\text{mm}$ 」を超えていても、
OKなんですよね。

確か、間締検査員は、ご存知でしたよね。
“ほ場整備”の特徴である“計画田面高”は、
“計算上の計画田面高”であり、設計図書に、
「指定標高」であることが記載されていないと、
あくまで、“参考の標高”であるという事を・・・。



すみません。
“ギャクデン”って何ですか？

基本的には、そのとおりです。
“指定標高”以外の場合は、整地工の『均平度』が、
「規格値の $\pm 35\text{mm}$ 」以内となっているかで、適否を判断をします。
また、仕上がった田面高が、
1枚でも“ギャクデン”となっていれば、「不適合」となります。



ところで、『注意・改善すべき事例』って、
“逆田”のことですか？

水田が複数枚連続している場合、普通は、田面標高は、
上流から下流に向かって、序々に低くなっていきますが、
“逆田(ギャクデン)”とは、
『下流の田面高が、上流の田面より高い場合』をいい、
出来形で「不適合」となります。



すみません。余談が長かったですね。
本題に入ります。





“ほ場整備”における“計画田面高”のほか、もう一つの特徴は、道路工及び用・排水路工にも、縦・横断図が無く、一般的には、「福島県土地改良事業標準設計図集」、いわゆる『標準図集』に基づいて、施工することです。



「標準図集」に関して、『注意・改善すべき事例』があるのですか？

はい。 具体的には、「支線道路工」の標準図集で、路面に、3～5%の横断勾配を、設けることになっています。しかし、地区状況により、出来形の横断勾配が、水平の場合があります。



特記仕様書に、『標準図集のとおり』と記している場合は、標準図集が、“設計図書”となることから、出来形としては、標準図集に記載されている横断勾配がなければ、『“設計図書”のとおり、施工されていない』ことになります。



「支線道路工」の路面を、水平に仕上げては、ダメなんですか？

監督員との書面による協議結果により、「水平仕上げ」としている場合は、OKですが、受注者独自の判断や、個々の農家からの直接要望等により、監督員の承諾も得ず、水平仕上げで施工した場合は、問題となります。この場合は、必ず、『監督員との協議』が必要となります。



そうですね。協議は“口頭だけ”では、ダメですね。やはり、『“書面”に記録として残すこと』が、大切ですよね。

「支線道路工」と同様に、『標準図集』による「排水路工」の事例もありますが、それは、次回にしましょう。



●本日のポイント

“ほ場整備”工事において、監督員は、標準図集「支線道路工」の横断勾配、路肩盛土及び耳芝施工の有無等を、特記仕様書や、標準図集に注意書き等を記載し、受注者に対して設計諸元を明確にする必要があります。

また、受注者も、後のトラブルを無くすため、過去の“ほ場整備”工事経験から独自に判断せず、随時、監督員と打合せするとともに、書面に記録し相互に確認してください。

なお、この『“書面”に記録として残す』ことは、全ての業務に共通します。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：間締(マヅ)検査員